

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律	社会経済の情報化の進展に伴い身体障害者の電気通信の利用の機会を確保すること	通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図り、もって情報化の均衡ある発展に資すること	通信・放送身体障害者利用円滑化事業を推進するための措置を講ずること
放送法	放送の「健全な発達を図る」	障害者の情報保障	
児童福祉法	児童及び知的障害者の福祉		「保護」「独立自活に必要な知識技能を与える」「独立自活に必要な指導又は援助」「治療」「日常生活の指導」
学校教育法	欠陥を補うために、必要な知識技能を授けること		学校での教育
予防接種法	健康被害の救済		「障害児養育年金」、「障害年金」「死亡一時金」、「葬祭料」、
公害健康被害の補償等に関する法律	健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保	「健康被害に係る損害を補填するための補償」と「被害者の福祉に必要な事業」	「障害補償費」
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法	医薬品の副作用による健康被害の迅速な救済を図ること		医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金及び葬祭料の給付
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	国の責任」を果たす	被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図る	
著作権法	文化の発展に寄与すること	著作者等の権利の保護	著作者等の権利の保護の一部制限
公職選挙法	民主政治の健全な発達を期すること	公選が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保すること	代理投票、不在者投票
災害対策基本法	社会の秩序の維持と公共の福祉の確保	国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護	障害者等に対する特別な配慮
災害弔慰金の支給等に関する法律			災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律			受験要件を緩和、職業を保護、特別な配慮
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律			欠格条項
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	公共の安全を確保	放射線障害を防止	欠格条項
刑法			身体障害等を遺棄した者の罪を重くする
酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律	公共の福祉に寄与	過度の飲酒が個人的及び社会的に及ぼす害悪を防止	精神障害者の除外
石油需給適正化法	石油の需給を適正化	石油の適正な供給を確保し、及び石油の使用を節減するための措置	身体障害者でその生計を維持するため揮発油を確保することが不可欠である者に対し、特別な配慮をする

表2 知っている者の数(国リハ視覚)

1	介護給付	13
2	訓練等給付	13
3	タクシー運賃割引	13
4	鉄道旅客運賃割引	13
5	バス運賃割引	13
6	航空運賃割引	13
7	有料道路割引	12
8	レジャー施設等利用割引	11
9	地域生活支援事業	10
10	自動車税	10
11	NHK受信料減免	10
12	補装具費	9
13	重度障害者医療	9
14	公共施設割引	8
15	駐車禁止駐車許可	8
16	市営住宅優遇制度	6
17	ガソリン補助	6
18	青い鳥はがき	6
19	福祉タクシー	5
20	障害者控除	5
21	軽自動車税減免	5
22	特別障害者手当	4
23	福祉奨学金	4
24	生業資金等	4
25	自立支援医療	2
26	紙おむつ	2
27	重度心身障害者手当	2
28	障害程度区分	1
29	マル優	1
30	心身障害者扶養共済	0
31	福祉定期預金	0

表3 知っている者の数(国リハ聴覚)

1	介護給付	12
2	訓練等給付	11
3	補装具費	10
4	公共施設割引	10
5	バス運賃割引	10
6	鉄道旅客運賃割引	9
7	有料道路割引	9
8	航空運賃割引	9
9	タクシー運賃割引	8
10	自動車税	8
11	特別障害者手当	8
12	地域生活支援事業	7
13	軽自動車税減免	7
14	レジャー施設等利用割引	6
15	障害者控除	5
16	福祉奨学金	5
17	NHK受信料減免	5
18	重度心身障害者手当	4
19	駐車禁止駐車許可	4
20	青い鳥はがき	4
21	自立支援医療	3
22	重度障害者医療	3
23	市営住宅優遇制度	3
24	福祉タクシー	3
25	ガソリン補助	2
26	心身障害者扶養共済	2
27	障害程度区分	1
28	紙おむつ	1
29	マル優	1
30	生業資金等	1
31	福祉定期預金	1

表4 知っている者の数(国リハ肢体不自由)

1	鉄道旅客運賃割引	13
2	バス運賃割引	13
3	公共施設割引	12
4	補装具費	11
5	タクシー運賃割引	11
6	有料道路割引	11
7	福祉タクシー	10
8	自動車税	10
9	航空運賃割引	10
10	レジャー施設等利用割引	10
11	訓練等給付	9
12	駐車禁止駐車許可	9
13	地域生活支援事業	8
14	介護給付	7
15	市営住宅優遇制度	7
16	ガソリン補助	7
17	特別障害者手当	7
18	NHK受信料減免	7
19	福祉奨学金	6
20	軽自動車税減免	6
21	重度障害者医療	4
22	紙おむつ	4
23	障害者控除	4
24	生業資金等	4
25	自立支援医療	3
26	福祉定期預金	3
27	青い鳥はがき	3
28	マル優	2
29	心身障害者扶養共済	1
30	重度心身障害者手当	1
31	障害程度区分	0

表5 団体聴覚障害

1	鉄道旅客運賃割引	64
2	補装具費	63
3	タクシー運賃割引	62
4	バス運賃割引	62
5	航空運賃割引	62
6	有料道路割引	61
7	自動車税	60
8	青い鳥はがき	59
9	NHK受信料減免	58
10	ガソリン補助	55
11	地域生活支援事業	54
12	福祉タクシー	54
13	重度障害者医療	53
14	公共施設割引	50
15	障害者控除	50
16	重度心身障害者手当	50
17	特別障害者手当	49
18	レジャー施設等利用割引	43
19	軽自動車税減免	42
20	駐車禁止駐車許可	39
21	マル優	37
22	介護給付	34
23	市営住宅優遇制度	32
24	福祉定期預金	30
25	訓練等給付	26
26	自立支援医療	26
27	生業資金等	24
28	紙おむつ	23
29	心身障害者扶養共済	20
30	福祉奨学金	11
31	障害程度区分	7

表6 団体内部障害

1	鉄道旅客運賃割引	153
2	タクシー運賃割引	147
3	公共施設割引	144
4	自動車税	144
5	バス運賃割引	143
6	有料道路割引	143
7	駐車禁止駐車許可	139
8	障害者控除	136
9	航空運賃割引	136
10	NHK受信料減免	133
11	青い鳥はがき	132
12	福祉タクシー	128
13	特別障害者手当	121
14	レジャー施設等利用割引	121
15	補装具費	112
16	介護給付	108
17	マル優	107
18	重度障害者医療	105
19	地域生活支援事業	104
20	市営住宅優遇制度	96
21	軽自動車税減免	94
22	ガソリン補助	92
23	自立支援医療	84
24	重度心身障害者手当	84
25	訓練等給付	74
26	紙おむつ	73
27	福祉定期預金	69
28	生業資金等	56
29	心身障害者扶養共済	43
30	福祉奨学金	29
31	障害程度区分	17

(別添 3)

身体障害者手帳の所持者に対する経済的便益に関する研究

研究分担者

玉川 淳 (国立障害者リハビリテーションセンター研究所障害福祉研究部長)

研究要旨

東京近郊の T 市に在宅で生活している、肢体不自由（下肢）の 1 級、3 級、4 級の成人期の障害者をモデルとして、当該身体障害者が身体障害者手帳を所持していることによって享受することができる便益について、金銭的な評価を推計した。

肢体不自由（下肢）の 1 級の認定を受けた身体障害者の場合、身体障害者手帳を所持していることによって享受できる便益は、年額換算で 23 万 512 円、3 級の認定を受けた者の場合は 11 万 2098 円、4 級の認定を受けた者の場合は 5 万 100 円に達するものと推計された。

身体障害者手帳を所持することは、認定された障害等級に応じて、ある程度の規模の経済的便益の享受に繋がり得ることが分かった。

A. 研究目的

身体障害者手帳は、障害者自立支援法に基づく給付以外の、各種料金の減免や税制の優遇を受けるための証明手段としても広く利用されている。

これらの経済的負担の軽減措置は、身体障害者の自立と社会参加を促進する重要な取組みであるが、これまでその経済的影響について実証的な評価は行われてこなかった。

本研究の研究目的は、試算モデルとして設定された身体障害者手帳の所持者享受することができる便益を推計して、金銭的な評価を行うことにより、障害者自立支援法等の障害福祉サービス以外の便益に対して抱くことのできる期待の大きさを把握することである。

B. 研究方法

今回の推計を実施するに当たって、試算対象のモデルとして設定したのは、東京近郊の T 市に在宅で生活している、肢体不自由（下肢）の 1 級、3 級、4 級の成人期の障害者である。

試算に当たっては、障害者自立支援法に基づく給付については、対象から除外した。また、手帳を所持していることが直ちに受給資格に結び付いていないものについては、試算の対象から除外した。

なお、上記のように成人期の障害者をモデル手帳所持者としたので、手帳所持者が児童期や高齢期の者であることを前提とする制度についても、試算の対象から除外した。

金銭的な給付については当該金額を、また、サービス給付や利用料の減免については、金銭的に換算して合算することとした。

C.研究結果

身体障害者手帳所持者に経済的便益をもたらす制度には、大別して(1)医療関係、(2)現金給付、(3)交通機関の運賃割引、(4)放送通信関係、(5)各種の税金の減免がある。

(1)医療関係

手帳所持者の一部に医療費助成制度の適用が可能であり、年額換算で1級、3級とも37,564円の助成を受けるものと推計した。

(2)現金給付関係

手帳所持者の一部に地方自治体の独自事業の現金給付の適用が可能であり、年額換算で1級に限り69,000円の受給をするものと推計した。

(3)交通機関の運賃割引

手帳所持者の一部に旅客鉄道運賃割引、有料道路通行料金割引、自動車ガソリン費補助、タクシー使用料の補助の適用が可能であり、年額換算で1級60,808円、3級25,754円、4級1,320円の経済的利益を享受できるものと推計した。

(4)放送通信関係

手帳所持者の一部にNHK受信料の減免、青い鳥はがきの配布の対象となる者があり、年額換算で、1級で12,340円、3級、4級で6,480円の経済的利益を享受できるものと推計した。

(5)各種の税金の減免

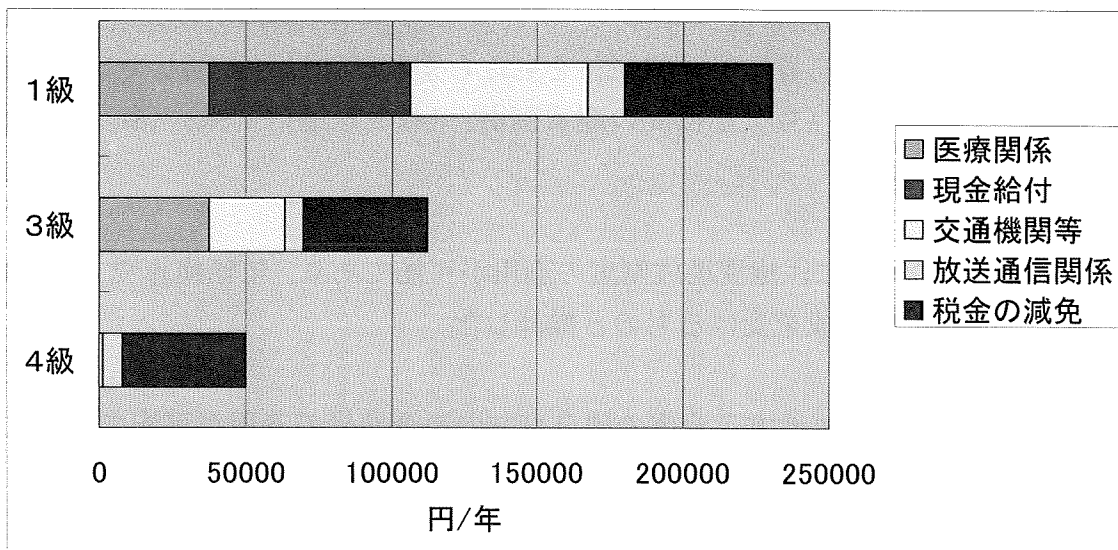
手帳所持者の一部に、所得税、住民税の控除、自動車税の減免の対象となる者があり、年額換算で1級が50,800円、3級と4級が42,300円の減税となるもの推計した。

なお、航空運賃割引、駐車禁止除外、駐車許可、公共施設割引、公営住宅への優先入居、レジャー施設等利用割引等については、日常的な利用頻度があまり多くないと考えられるもの、地域個別の取組みである等のため利用頻度がよく分からないもの、金銭的に評価することが極めて困難であるといった理由か

ら、今回の推計の対象には含めなかった。

以上の諸制度それぞれの試算額について集計をすると、肢体不自由（下肢）の1級の認定を受けた身体障害者の場合、身体障害者手帳を所持していることによって享受できる便益は、年額換算で23万512円、3級の認定を受けた者の場合は11万2098円、4級の認定を受けた者の場合は5万100円に達するものと推計された（図1）。

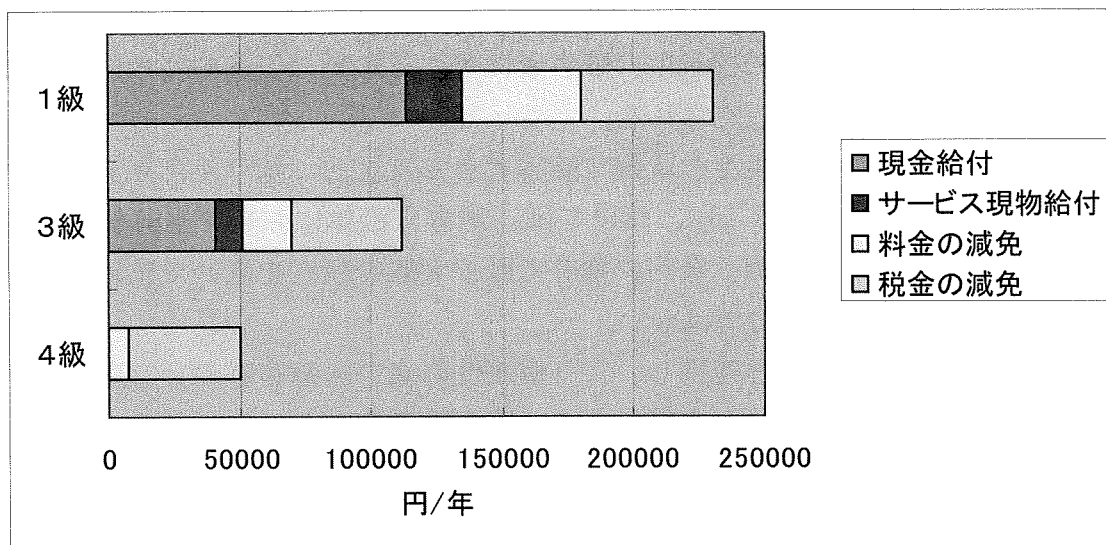
図1；障害等級ごとの経済的便益の推計額
（肢体不自由（下肢）、東京近郊T市在住の場合）



これを優遇制度の手段、すなわち、①現金給付か、②サービス現物給付か、③料金の減免か、④税金の減免かによって分析すると、図2のようになる。

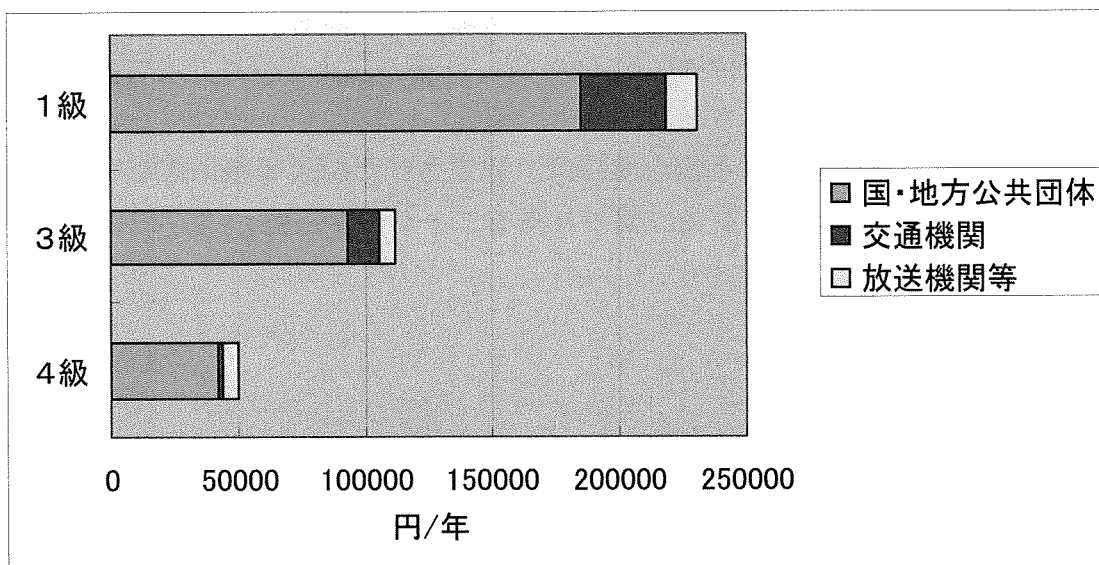
なお、タクシー利用料の補助は、タクシー券の配布によって行われている。これは一種のバウチャーであるが、図では、サービス現物給付に含めることとした。

図 2 ; 優遇手段ごとの経済的便益の推計額
 (肢体不自由 (下肢)、東京近郊 T 市在住の場合)



また、これを経済的便益に要する費用の一時的な負担者別に整理すると、図 3 のようになる。

図 3 ; 費用負担者ごとの経済的便益の推計額
 (肢体不自由 (下肢)、東京近郊 T 市在住の場合)



D. 考察

身体障害者手帳の所持は、認定された障害等級に応じて、ある程度の規模の経済的便益の享受に繋がり得ることが分かった。したがって、身体障害者手帳の所持ないし関係機関への提示は、障害者に対する各種の優遇制度の円滑な運営に貢献しているものと想定される。

ただし、障害者の日常生活の状況（障害者自立支援法に基づく自立支援給付に直接関係するものを除く。）については、地方自治体においても詳細なデータは収集されていないため、今回の推計では、大胆な仮定を置いて試算を実施しており、その精度は十分ではない。

今後は、地方自治体等と連携し、より信頼性の高い、障害者の日常生活の状況等に関する基礎的なデータを得た上で、実態に適合したモデルを設定した推計を行うことが望ましい。

E. 結論

東京近郊のT市に在宅で生活している、肢体不自由（下肢）の1級、3級、4級の成人期の障害者を試算モデルとして、当該身体障害者が身体障害者手帳を所持していることによって享受することができる便益を推計して、金銭的な評価を行った。

その結果、肢体不自由（下肢）の1級の認定を受けた身体障害者の場合、手帳を所持していることによって享受できる便益は、年額換算で23万512円、3級の認定を受けた者の場合は11万2098円、4級の認定を受けた者の場合は5万100円となるものと推計された。

このように、身体障害者手帳の所持は、認定された障害等級に応じて、ある程度の規模の経済的便益の享受に繋がり得ることが分かった。

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
「身体障害者福祉法における今後の障害認定のありかたに関する研究」
平成19－21年度 総合研究報告書
平成22年3月発行

発行者 岩谷 力（研究代表者：国立障害者リハビリテーションセンター）
〒359-8555 埼玉県所沢市並木4-1

